この事業は、競輪の補助を受けて実施しています。

競輪の補助事業



令和6年度 第48回北海道体育大会ハンドボール競技会 兼 第78回国民スポーツ大会ハンドボール競技北海道予選会

【開催要項】

1	主	催	公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人北海道スポーツ協会 北海道ハンドボール協会
2	主	管	函館ハンドボール協会
3	後	援	スポーツ庁 北海道 函館市 函館市教育委員会 函館市スポーツ協会
4	期	日	令和6年8月16日(金)~18日(日)
5	会	場	函館アリーナ
			〒042-0932 北海道函館市湯川町1丁目32-2(℡0138-57-3141)
6	種	別	成年男子 成年女子 少年男子 少年女子
7	参 加 資	格	(1)日本国籍を有する者。

- (1) 日本国籍を有する者。
 - (2) 前回の国民体育大会(地区予選を含む)に他府県を代表して参加 したものは、出場できない。ただし、新卒者は除く。
 - *「成年種別」
 - イ 男女の所属は、現住所、勤務地またはふるさと(別記1)のいず れかが属するものから選択できる。
 - (公財) 日本ハンドボール協会に、一般 A・大学生として登録し た役員・選手に限る。
 - *「少年種別」
 - イ 平成18年4月2日以降に生まれた者で、その所属は居住地を示 す現住所・勤務地・学校所在地のいずれか1ヶ所とする。
 - ロ (公財)日本ハンドボール協会に登録した役員・選手に限る。
 - (3)「成年・少年」に出場しようとする役員・選手は、「国スポー時登 録」をしなければならない。また、「国スポー時登録」をする役員・ 選手の人数制限はない。
 - *「チーム編成」
 - イ すべての種別のチーム編成は、単一または2チーム以上の混成に してもよい。
 - ロ 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度 に基づく、公認資格取得者または、令和6年度資格申請中の者で あること。
- 8 競技規則 令和6年度(公財)日本ハンドボール協会競技規則による。 使用球は、(公財)日本ハンドボール協会検定球とする。

- 9 競技方法 (1) トーナメント方法とする。 (2) 競技時間は、前半25分 休憩10分 後半25分とする。 ただし決勝は、前半30分 休憩10分 後半30分とする。 (3) 時間内に勝敗が決しない場合 決勝は、第2延長まで行う。決勝以外は第1延長のみ行う。 延長終了後、同点の場合は7mtc(5人)を行う。 10 チーム編成 1チーム 役員は4名以内 選手は12名以内 1チーム 30,000円+(役員・選手人数×3,000円) 11 参 加 料 (参加料) (国スポ参加負担金・傷害補償制度加入負担金) 12 宿 泊 (株) オールイントラベルにて斡旋しますので、各チームでお申し込み ください。 申し込みは、各支部単位で行うこと。 13 申込方法 ①「令和6年度国スポ予選申し込みに関して」の記載事項を確認して手 続きをすること。 【 主管協会(函館) 】 〒042-0942 北海道函館市柏木町 1-34 函館大学付属柏稜高校 穴井 裕幸 宛 メールアドレス: anai@hkr. nomata. ac. jp 【 北海道協会 】 〒056-0144 北海道日高郡新ひだか町静内田原797番地 静内農業高校 北海道ハンドボール協会 事務局 大平 敦史 宛 メールアドレス: tryhandball7@yahoo.co. jp 14 締め切り 令和6年7月16日(火)*振込も完了してください 15 抽 選 令和6年7月17日(水)*道協会による代表抽選 16 大会日程 令和6年8月16日(金) 10:30~ 審判会議 (函館アリーナ 会議室) 11:30~ 代表者会議) (同上 *終了後、開会式 13:30~ 競技開始 (函館アリーナ メインアリーナ) 令和6年8月17日(土) 9:30~ 競技開始 (同 上)
 - 令和6年8月18日(日) 9:30~ 競技開始 (同 上) *閉会式は行いませんが、各種別の決勝終了時に賞状・優勝杯伝達をコートで行います。
- *参加チーム数により、競技の開始時間・終了時間が変更される場合があります。 17 本大会への (1) 本予選会の優勝チームに国民スポーツ大会への出場権を与える。
 - (1)本予選会の優勝チームに国民スポーツ大会への出場権を与える。(2)なんらかの事由により本予選会が実施できなくなった場合、本大会への出場権は次の方法により決定する。
 - ①各種別とも今年度開催された、全道規模の直近の大会において、 最上位の成績を収めたチームが属する支部に出場権を与える。
 - ②今年度、全道規模での大会が行われていない場合は、参加申込を 行ったチームの中から抽選で本大会出場チームを決定する。
- 18 そ の 他 (1) 申込後の役員、選手及び選手番号の変更は認めない。ただし、怪

出場権

- 我・病気等やむを得ない事情の場合は、医師の診断書と交代(変更)届けを代表者会議前までに競技委員長に提出すること。この 手続きの上、変更を認めることもある。
- (2) 各チームの代表者は、代表者会議に必ず出席すること。代表者会議の出席者は、大会参加申し込みをしているチーム役員及び選手であること。代表者会議に無断で欠席した場合は、大会不参加とする。
- (3) 開会式を代表者会議の終了後に行います。前年度優勝チームは優勝杯を持参ください。
- (4) ベンチに入るチーム役員の服装には品位を保つこと。登録証は、 試合前に審判に提出すること。(登録証のない場合は、試合に出場 できない)
- (5) ユニホームは、1番からの連番とし、同色でないものを2着以上 用意すること。番号は地色やデザインとはっきり区別できるもの でなければならない。
- (6) 競技中の傷害に対する応急処置は主催者で行うが、それ以外の責任は負わない。
- (7) オフィシャル、得点及びモップは主管協会で行う。
- (8) 両面テープのみ使用を許可する。
- (9) チーム責任者は、競技中も自チームを指揮し管理する責任を持つこと。

*別記1 【国民スポーツ大会ふるさと選手制度(第76回大会以降)】

- 1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8条第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - ア 居住地を示す現住所
 - イ 勤務地
 - ウ ふるさと
- 2.「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する 都道府県とする。
- 3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有するもの及び「永住者」について は、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4.「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」 を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 5.「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項—(1)—1)—3(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた 参加申込締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
 - ※北海道予選会に「ふるさと選手」として参加するものは、道予選会参加申込期日までに提 出すること。